

神奈川県川崎市にある弊社系列給油所における不正請求について

1. 今般、弊社(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:松下功夫)系列の給油所「JOMO 宮内ステーション(所在地:神奈川県川崎市中原区宮内二丁目)」において、一部のお客様に対して不正な請求が行われていたことが判明いたしました。
2. 当該給油所は、弊社の子会社「JOMOネット南関東(本社:神奈川県横浜市港北区大豆戸町828番地、社長:北村 要)」が、一般的にコミッション契約と呼ばれる業務委託契約により、その運営を代理商に委託しておりました。
3. 今回判明した不正は、当該代理商が、現金売上の一部を着服し、その同額分をJOMOクレジット法人カードや掛売のお客様など複数に分散して不正請求を行っていたものです。これまでに調査した結果、少なくとも2003年2月以降(注)、2007年9月までの間、185件のお客様に対して総額最大約5,700万円を不正に請求していた可能性があることがわかりました。
(注) 2003年1月以前のデータについては現在整理・確認中ですが、当該代理商が、コミッション契約を開始した2000年12月から同様の不正を行っていたと仮定すると、推計で不正請求の総額は最大8,300万円程度になる可能性もあります。
4. 上記の調査結果を受け、JOMOネット南関東は、11月28日から昨日までの間に、現時点で所在が判明している全のお客様に直接の訪問または文書での通知により謝罪と説明を行っております。移転等により所在が不明のお客様(48件)につきましても調査のうえ、不正請求分を全額賠償する予定です。
5. これまでの経緯および判明した事実は次のとおりです。
 - (1) 判明のきっかけは、本年7月、ある法人のお客様から当該給油所の請求内容についてJOMOネット南関東に調査依頼があったことです。調査したところ、当該お客様に対して総額約870万円の不正な請求があったことが判明しました。本年9月、当該お客様に対しては、経緯のご説明と謝罪のうえ、全額賠償いたしました。
 - (2) 上記調査の過程で、他の請求内容についても不審な点があったため、弊社側は当該給油所の過去の売上データ等を調査するとともに、当該代理商へ事情聴取いたしました。
 - (3) その結果、現在データで把握できる2003年2月以降、当該代理商が185件のお客様に不正な請求を繰り返し、その累計総額が約5,700万円(上記の870万円を含む)にのぼる可能性があることが11月23日に判明しました。
6. 弊社といたしましては、お客様の信頼を裏切るような事態を引き起こしたことを反省いたしますとともに、被害の対象となりましたお客様に対して深くお詫び申し上げます。弊社は、管理監督すべき関係者の処分を行うとともに、当該代理商に対しては、法的措置も含め厳正に対処する所存です。また、今後、このようなことを起こさないよう適切な対策を講じてまいります。
7. なお、コミッション契約により運営されている弊社系列給油所は他に12箇所ありますが、特に問題ないことを確認しております。

以上